

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	株式会社エフピコ
【英訳名】	FP CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 守正
【本店の所在の場所】	広島県福山市曙町一丁目13番15号
【電話番号】	084 (953) 1145 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 総務人事本部本部長 永尾 秀俊
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市曙町一丁目13番15号
【電話番号】	084 (953) 1145 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 総務人事本部本部長 永尾 秀俊
【縦覧に供する場所】	株式会社エフピコ 東京本社 (東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 新宿オークタワー36F) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な項目等について、定款変更を行うものであります。

第2号議案 監査等委員以外の取締役12名選任の件

監査等委員以外の取締役として、小松安弘、佐藤守正、高西智樹、江崎義隆、池上功、上垣内詳治、安田和之、永井信幸、岡恒治、佐藤修、永尾秀俊、小林健治を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、末吉竹二郎、緑川正博、中居敏郎、松本修一を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員以外の取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員以外の取締役の報酬等の額を年額500百万円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とするものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役瀧崎俊男、中居敏郎及び松本修一に対し、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については監査等委員である取締役の協議に一任する。なお、監査等委員である取締役に選任されました中居敏郎及び松本修一に対する贈呈の時期につきましては、取締役の退任時とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	365,646	2,335	0	(注) 1	可決 (99.37%)
第2号議案				(注) 2	
小松 安弘	353,053	14,928	0		可決 (95.94%)
佐藤 守正	357,887	10,094	0		可決 (97.26%)
高西 智樹	361,085	6,896	0		可決 (98.13%)
江崎 義隆	361,085	6,896	0		可決 (98.13%)
池上 功	361,086	6,895	0		可決 (98.13%)
上垣内 詳治	361,086	6,895	0		可決 (98.13%)
安田 和之	361,086	6,895	0		可決 (98.13%)
永井 信幸	361,086	6,895	0		可決 (98.13%)
岡 恒治	360,694	7,287	0		可決 (98.02%)

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
佐藤 修	361,086	6,895	0		可決 (98.13%)
永尾 秀俊	361,086	6,895	0		可決 (98.13%)
小林 健治	360,179	7,802	0		可決 (97.88%)
第3号議案				(注) 2	
末吉 竹二郎	340,391	27,590	0		可決 (92.50%)
緑川 正博	358,338	9,644	0		可決 (97.38%)
中居 敏郎	314,722	53,260	0		可決 (85.53%)
松本 修一	313,209	54,773	0		可決 (85.12%)
第4号議案				(注) 3	
	364,964	3,018	0		可決 (99.18%)
第5号議案				(注) 3	
	367,923	59	0		可決 (99.98%)
第6号議案				(注) 3	
	282,356	77,765	7,859		可決 (76.73%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
3. 第4号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛成に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の一部を集計しておりません。

以 上